

2016 年 8 月 30 日

Contents

I 中国法令アップデート

- ・中華人民共和国民法総則(草案)
- ・動産抵当登記弁法
- ・重大労働保障違法行為社会公開暫定弁法(意見募集稿)
- ・水污染防治法(修正草案)(意見募集稿)
- ・企業国有資産取引監督管理弁法
- ・中華人民共和国インターネット安全法(草案)(第二次審議稿)
- ・インターネット情報検索サービス管理規定
- ・モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定
- ・インターネット広告管理暫定弁法
- ・国家工商行政管理総局及び国家税務総局による長期間営業を停止し経営していない企業の整理業務の関連問題に関する通知
- ・上海市企業給与支払弁法

III 台湾法令アップデート

- ・所得税法の改正
- ・「公平取引法 11 条 1 項を適用しない企業結合の類型」の制定および「企業結合届出案件に関する公平取引委員会の取扱原則」の改正
- ・小売業のインターネット販売に関連する規制の改正
- ・連続労働日数の上限に関する通達

IV 中国万感

中国のネット有名人による経済の盛り上がり(「網紅」経済)

北京オフィス顧問 杜 小叶

I 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 濱本 浩平	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
弁護士 唐沢 晃平	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

<民法>

中華人民共和國民法総則(草案)

[ポイント] 中国では、1986 年に民法総則が制定されてから、これまで改正がなされてこなかったが、本草案は 30 年ぶりの改正草案となる。本草案では、(1)胎児が遺産相続、贈与を受ける権利を有することを明確にするとともに、(2)民事行為無能力者を現行の 10 歳未満から 6 歳未満に引き下げている。(3)法人は、「営利性法人」と「非営利性法人」の 2 種類に区分して規定されている。また、(4)訴訟時効は、現行の 2 年から 3 年に延長されている。

(意見募集期間:2016 年 7 月 5 日～8 月 4 日)

[原文] [中華人民共和國民法总则\(草案\)](#)

動産抵当登記弁法

[ポイント] 動産抵当の対抗要件である動産抵当登記に関する細則の改正である。主要な修正点としては次の 3 点があると思われる。①登記申請が本弁法に従ったものである限り登記機関において手続を行うべきことが明記されたこと(意見募集稿の段階では形式審査のみ行うと明示されていたが、当該文言は最終版では削除されている。)。②登記機関が登記完了後速やかに企業信用情報公示システムにおいて公示すべきこと。③裁判所や仲裁機関の発行した法的文書に基づき利害関係者が自ら登記申請可能であることが明示されたこと。なお、意見募集稿の段階では 1 名の代理人(自然人)を通じた登記申請のみとする規定があったが、本弁法では当事者のいずれか一方又は両当事者が指定する代理人による申請によるとされた。

2016 年 7 月 5 日公布、同年 9 月 1 日施行(国家工商行政管理局令第 88 号)

[原文] [动产质押登记办法](#)

<労働法>

重大労働保障違法行為社会公開暫定弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法は、雇用単位による重大な労働保障に関する違法行為に対する懲罰を強化するためのもので、本意見募集稿では、ピンハネや理由なき労働報酬の支払遅延により集団争議等の事件を招いた場合、労働報酬の支払拒絶の疑いで司法機関に移送され刑事責任を追及された場合、社会保険に加入せず又は社会保険料を支払わず重大な結果を招いた場合、労働報酬の支払遅延以外の理由で 30 人以上の集団争議等の事件又は社会に重大かつ不良な影響を与える突発的事件を招いた場合等、列举された類型に該当する事件については、人力資源社会保障行政部門による事件処理の終了後、社会に向けて公開するものとされている。公開される情報には、違法行為の主体の全称、登記番号、住所、法定代表人又は責任者の氏名、違法とされた事実及びその処理の結果が含まれるものとされているが、商業秘密については公開してはならないものとされている。本意見募集稿では、本弁法の施行は 2017 年 1 月 1 日からとされている。

(意見募集期間:2016年6月27日～7月22日)

[原文] 重大劳动保障违法行为社会公布暂行办法 (征求意见稿)

<環境保護>

水污染防治法(修正草案)(意見募集稿)

[ポイント] 中国における水質汚濁防止法に相当する法律の改正案のパブコメ稿である。全体的な見直しが見られるが、特に以下の点について実務上注目すべきではないかと思われる。①違法コストの増加。排出許可証を取得せず行われた排出につき、排出開始日から停止日まで連続して1日あたり1-10万元の制裁金を課する等の制裁の強化が予定されており、これまで以上に法令遵守が重要になる。②環境保護設備の検収の廃止等の行政許認可の軽減。ただし、既存の行政法規(建設プロジェクト環境保護管理条例等)との関係は必ずしも明らかではなく、実際に負担軽減につながるかは更に動向を注視する必要があると思われる。

(意見募集期間:2016年6月12日～7月15日)

[原文] 水污染防治法(修正草案)

附件 1: 水污染防治法(修訂草案) (征求意见稿)

附件 2: 水污染防治法(修訂草案) (征求意见稿) 編制説明

<国有資産管理>

企業国有資産取引監督管理弁法

[ポイント] 本管理弁法は、国有企業等による(a)財産権譲渡(企業に対して各種方式により出資して形成した権益の譲渡)、(b)増資(政府以外の第三者による国有企業等の増資)、及び(c)重大な資産譲渡についての管理・取引手続について定めた法令である。従来の企業国有財産権譲渡管理暫定弁法を一層明確化しており、具体的には、財産権譲渡及び増資についての国有資産監督管理帰国による認可制度、非公開形式による財産権譲渡又は増資時の手続(法律意見書の提出)その他の具体的な手続や管理監督方法について規定している。

従来、国有企業取引としては(a)財産権譲渡のみが規定されていたところ、本管理弁法では、(b)増資及び(c)重大な資産譲渡についても対象とし、また国家が実質的に支配する企業についても監督管理対象とする等、全体的に国有資産管理を強める方向性の法令といえる。

本管理弁法は、他の国有資産管理にかかる法令と矛盾する場合には優先されることから、中国において国有企業等が関連する取引に関わる場合には、本管理弁法の規定に十分に留意する必要がある。

2016年6月24日公布、同日施行(国务院国有資産監督管理委員会財政部令第32号)

[原文] 企业国有资产交易监督管理办法

<インターネット>

中華人民共和国インターネット安全法(草案)(第二次審議稿)

[ポイント] 本法は、昨年、意見募集が行われたインターネット安全法(草案)の第2弾にあたる(意見募集期間:2015年7月6日から同年8月5日、詳しくは AMT China Legal Update2015年7月28日号参照)。第二次審議稿は、前回案に比べ、より国家による統制の色を強め、国家の裁量を強くする傾向がある。

具体的には、新たに、「インターネット運営者は、公安機関又は国家安全機関が法に基づき国家安全を維持し、犯罪捜査活動をするため、技術サポートを提供し、協力しなければならない」との規定や、一度毀損されると国家安全等を脅かす重要情報については重点的保護を行うとしたうえで、具体的な点は国务院の委任立法に委ねる規定、インターネット運営者の個人情報保護規定に対して個人を特定できなくする処理等を行った場合を例外とする規定、インターネットに重大な安全リスクがある場合、インターネット運営者の責任者と相談し、必要な措置等の実施を義務づける規定等が追加されている。

以上のとおり、他国各団体の抗議にもかかわらず、第二次審議稿は、中国で事業を行う外国企業にとって、前回案以上に何らかの指示を受けたり、個人情報提出を含む協力を求められたりする可能性をはらむものである。引き続き今後の法案の行方に注意が必要である。

（意見募集期間：2016年6月27日～8月4日）

[原文] 中华人民共和国网络安全法（草案）（二次审议稿）

インターネット情報検索サービス管理規定

[ポイント] 国家インターネット情報弁公室（網信弁）は、インターネット検索サービスが重要な作用を果たしている一方で、検索結果が虚偽情報、わいせつ、暴力、テロ等の違法な情報を含んでいたり、客観性や公正性を損ねていたりするという問題があり、公共の利益を侵害しているとして、かかる状況への取り締まりを強化するため、本規定を制定した。本規定は、インターネット検索サービスのプロバイダーを責任主体として、法律法規が禁止する情報コンテンツを提供してはならないこと、検索結果に明らかに違法な情報が含まれている場合は当該検索結果の提供をしてはならず、関連する記録を保存し、政府部門に報告しなければならないことなどを定めている。網信弁の担当者に対するインタビューによると、提供してはならない違法な情報には、憲法の基本原則に反する情報、国家安全を脅かし、国家機密を漏洩し、国家政権を転覆し、国家統一を破壊する情報、国家の荣誉及び利益を損害する情報等に加え、他人を誹謗中傷し他人の合法的權益を侵害する情報等も含むとされており、規制の対象は非常に幅広い。今後、中国におけるインターネット情報検索サービスに大きな影響が及ぶことが予想される。

本規定は無料の検索サービスと有料の検索サービスを区別しており、有料検索サービスを提供する場合は通常の検索結果と有料検索情報を明白に区別し、各検索情報に逐条的に注釈を加えて表示しなければならないなどとしている点も目新しい。

なお、網信弁は本規定の公布と同時に、インターネットユーザーからの違法・不良情報の通報を歓迎する旨も強調している。

2016年6月25日公布、2016年8月1日施行

[原文] 互联网信息服务搜索服务管理规定

モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定

[ポイント] 国家インターネット情報弁公室（網信弁）は、モバイルインターネットアプリケーションプログラム（APP）が重要な作用を果たしている一方で、少数のAPPが不法分子に利用されたり、虚偽情報、わいせつ、暴力、テロ等の違法な情報を伝播したりしている実態があるとし、さらには、APPを経由してプライバシーを盗み取り、悪意的に費用を取り、甘言で騙して詐欺にかけるなどユーザーの合法的權益を侵害する行為も見られるとして、かかる状況への取り締まりを強化するため、本規定を制定した。本規定は、モバイルインターネットAPPの提供者及びインターネットAPPストアサービスの提供者を責任主体として、モバイルインターネットAPPを利用して国家安全に危害を加え、社会秩序をかく乱し、他人の合法的權益を侵害する等の法規が禁止する活動に従事してはならず、モバイルインターネットAPPを利用して法規が禁止する情報コンテンツの制作、複製、公布、伝播を行ってはならないことなどを定めているほか、APP経由で情報取得をする前に事前同意を必須とする場合の具体例や、ユーザーのログを記録して60日間保存しなければならないことなど、APP管理上の具体的な定めも置いている点が注目される。

本規定は、上記にて紹介したインターネット情報検索サービス管理規定と同日に施行されており、網信弁によるインターネット管理強化の明確な姿勢が見られるといえる。

2016年6月28日公布、2016年8月1日施行

[原文] 移动互联网应用程序信息服务管理规定

＜広告＞

インターネット広告管理暫定弁法

[ポイント] 本弁法は、インターネット上（ウェブサイトのみならずアプリケーション等のインターネットメディアを含む）の広告活動（ウェブ広告、電子メール広告、有料検索広告等を含む）について、広告法と共に規範を定立し、消費者権益の保護をはかること等を目的としている。本弁法では、広告であることの顕著性を要求したり、ウェブ広告、ポップアップ広告、電子メール広告の様式について定めたりと、インターネット広告ならではの特徴に注目した具体的な規定が置かれている。

近年、中国では広告を発端としたトラブルが増える傾向にあり、これに伴って広告規制は急速な発展をみせている。中国で事業を営む会社としては、広告によるトラブルを予防するためにも広告関連法令に十分に留意した広告活動を実施するのが望ましい。今後の広告関連法令の動向が引き続き注目される。

2016 年 7 月 4 日公布、同年 9 月 1 日施行（国家工商行政管理総局令第 87 号）

[原文] [互联网广告管理暂行办法](#)

＜工商行政管理＞

国家工商行政管理総局及び国家税務総局による長期間営業を停止し経営していない企業の整理業務の関連問題に関する通知

[ポイント] 本通知は、中国では長期間営業を停止し経営していない企業が増加し、社会資源が無駄遣いされているとして、市場環境の浄化のため、かかる企業の整理を全国的に推進することとしている。本通知で具体的に整理の対象とされているのは、2 年度連続で法に従った年度報告を提出しておらず、かつ、納税申告を行っていない企業である。整理の方法としては、年度報告、納税申告、企業登記事項の変更の補充の督促及び営業許可証の取消を含み、登記上の住所又は経営場所において連絡が取れる企業に対しては不足している手続の督促が行われるが、連絡が取れない場合は会社法 211 条の規定に従い営業許可証の取消を行うものとされている。

2016 年 5 月 27 日公布（工商企監字[2016]97 号）

[原文] [工商总局 税务总局关于清理长期停业未经营企业工作有关问题的通知](#)

＜上海市＞

上海市企業給与支払弁法

[ポイント] 本弁法は、2003 年 4 月 1 日より施行されていた既存の上海市企業給与支払弁法（旧弁法）を改正するものである。旧弁法は本弁法の施行により廃止された。旧弁法施行後、中国では、労働法分野において、労働契約法の施行等を含めて様々な変動があり、今回の弁法改正は近時の労働法実務を反映するための改正と言える。実務上の影響が大きい点としては、旧弁法においては休日出勤手当の算定基準しか定められていなかったところ、本弁法では残業代算定の基数について明確な定めが置かれた点や、労働契約の終了または解除の際に給与の精算は一括払いで行わなければならないとされていたところ、使用者と労働者との間で別途の約定がある場合は当該約定が法律法規に違反しない限りは当該約定に従うとされた点等が注目される。

2016 年 6 月 27 日公布、2016 年 8 月 1 日施行（沪人社総発[2016]29 号）

[原文] [上海市企业工资支付办法](#)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】

Ⅱ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 吳 曉青

最新台湾法令の解説

<租税規制>

所得税法の改正

〔ポイント〕今回改正された所得税法のポイントは、被支配外国法人(controlled foreign corporation、以下「CFC」という。)規制及び実質管理地原則(Place of effective management、以下「PEM」という。)などのタックスヘイブン対策税制の構築である。改正所得税法によれば、事業者又はその関係者が直接あるいは間接に 50%以上の株式あるいは出資を所有するまたは実質的な影響力を有する、低課税国または地域に設立された関連企業について、その事業者の株主はその関連企業の当年度利益について、持株比率及び保有期間に基づき、投資による利益として課税する。ただし、設立国における CFC の運営または当年度利益が特定の基準を下回る場合は、上記規定の適用を除外する。CFC の過去年度損失は 10 年以内の他年度利益から控除することができる。また、CFC 規制により課税された利益については、実際分配された時は再度課税せず、外国税額控除制度などの二重課税回避手段も講じられている。

さらに、PEM が台湾にある事業者がタックスヘイブンに会社を設立することにより台湾で納付すべき営利事業所得税を回避することを防ぐために、外国法に基づき設立された外国法人について、その PEM が台湾内である場合は、本店が台湾にある事業者とみなし、台湾の所得税関連規定に基づき納税しなければならないという規定が追加された。PEM の認定基準は、(1)重要な経営、財務及び人事管理の決定者が台湾に居住する個人、または本店が台湾にある事業者であり、またはそれらの決定地が台湾であること、(2)財務諸表、会計帳簿、董事会議事録または株主総会議事録の作成または保管場所が台湾であること、及び(3)台湾で主要な経営活動を実行していることとされている。

(2016 年 7 月 27 日に公布、施行日は行政院が定める。)

〔原文〕[所得税法](#)

<独禁規制>

「公平取引法 11 条 1 項を適用しない企業結合の類型」の制定および「企業結合届出案件に関する公平取引委員会の取扱原則」の改正

〔ポイント〕台湾公平取引法によれば、同法に定める「結合」の定義を満たした場合、12 条に定める例外事情がない限り、台湾公平取引委員会(TFTC)に対し結合届出をしなければならない。なお、一定要件を満たした関連会社間の結合類型について、「企業結合届出案件に関する公平取引委員会の取扱原則」では略式届出手続きが適用されると規定されていた。TFTC は今回の改正で、このような関連会社間の結合につき、略式届出手続きの適用類型から削除するとともに、「公平取引法 11 条 1 項を適用しない企業結合の類型」として規定し、届出不要としている。具体的には、1. 事業者が既に支配・従属関係のある他事業者と結合する場合、2. 事業者が同一事業者に支配される他事業者と結合する場合、3. 事業者がその所有する他社の議決権付株式または持分の一部または全部を、支配・従属関係のある他事業者に譲渡する場合、及び 4. 事業者がその所有する他社の議決権付株式または持分の一部または全部を、同一事業者に支配される他事業者に譲渡する場合、の 4 類型である。

(2016 年 7 月 18 日に公布、同日発効)

〔原文〕 不適用公平交易法第十一條第一項之結合類型
公平交易委員會對於結合申報案件之處理原則

＜消費者保護規制＞

小売業のインターネット販売に関連する規制の改正

〔ポイント〕 經濟部は「小売業者等によるインターネット販売の契約約款の要記載事項及び記載不可事項」を改正し、インターネット販売を行う小売業者等に対し、取引内容の確認体制を整えるよう求めている。具体的には、小売業者等は、消費者が購入する前において、商品の種類、数量、価格その他重要事項を確認できる体制を整え、消費者が購入した後に確実に契約を履行するよう求められる。

(2016 年 7 月 15 日に公布、10 月 1 日より発効)

〔原文〕 零售業等網路交易定型化契約應記載及不得記載事項

＜労働法＞

連続労働日数の上限に関する通達

〔ポイント〕 労働部は連続労働日数の上限に関する過去の通達を破棄したことにより、連続労働日数の上限を 6 日と確定した。台湾労働基準法によれば、労働者には 7 日ごとに 1 日の休暇を与えなければならないとされている。過去の通達によれば、雇用主は組合又は労働者の同意を得た上、勤務期間内において休暇を調整することができる。たとえば、1 週間目の休暇日を初日にし、2 週間目の休暇日を最終日にすることにより、連続労働日数が 12 日になることは、過去の通達に符合した勤務調整であったが、同通達の破棄後、6 日ごとに必ず 1 日の休暇を与えなければならないため、上記連続 12 日労働は労働基準法違反となる。

(2016 年 6 月 29 日に公布、8 月 1 日より発効)

〔原文〕 勞動條 3 字第 1050131443 號



中国万感



【中国のネット有名人による経済の盛り上がり(「網紅」経済)】

北京オフィス顧問 杜 小叶

「網紅」とは、「網絡紅人」の略称であり、ネット有名人を指す言葉であるが、これらネット有名人が中国における経済成長の原動力になりつつある。ネット有名人の e コマースに関する「2016 中国ネット有名人・e コマースビッグデータ報告」によると、本年度におけるネット有名人による e コマースにおける売上総額は、約 580 億元(約 9000 億円)と見込まれ、昨年度における映画の総興行収入(約 441 億元)を大きく上回ると予測されている。主なネット視聴者(消費者)は、23 歳～28 歳の世代であり、消費の約半分を占める。

先月 11 日 21 時、ネット有名人の 1 人である PAPI 醬(=PAPI ちゃん(ハンドルネーム))は、初めて 1 時間半にわたる生放送を行い、2000 万人以上のネットユーザーが視聴した。PAPI 醬は、この放送で 90 万元(約 1395 万円)以上のバーチャル・プレゼント(視聴者が有料で購入し、配信者に送る仮想プレゼント。一定割合で換金可能。)をゲットした。先日、中国ネットリサーチ最大手のアイリサーチと中国ソーシャルメディア最大手の新浪微博(ウェイボー)が共同で公表した「2016 年ネット有名人生態白書」によれば、ネット有名人 3 万人を対象にした調査において、昨年一年間でフォロワー数が 1 億人から 3 億 8500 万人に大幅に増加し、ネット有名人の 24%もがマネジメント関連の事務所と契約していることが分かった。

中国には、昔から「高手在民間」という諺があり、「本当のやり手は民間にいる」という意味である。この諺は、今のネット有名人を指していると言っても過言ではない。このことからしても、ネット有名人経済が今後さらにインターネット経済に大きな利益をもたらすことは間違いないだろう。

以上

TOPICS

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国における独禁法に基づくリーニエンシー及び承諾による調査中止制度の新展開」
（「国際商事法務」 Vol.44, No.7(2016 年 7 月号)）

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://www.amt-law.com/publications/detail/4983>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html> にてご覧いただけます。